

岐阜県公報

第 七 百 九 号
令和八年八月十二日
(水曜日)

目 次

告 示

○道路の区域変更
○道路の供用開始
(道路維持課) 三三二
(同) 三三一

公 示

○土地改良事業計画の変更認可
(農地整備課) 三三三

正 誤

○岐阜県税条例及び岐阜県暴走族等の根絶に関する条例の一部を改正する条例中訂正
(税 務 課) 三三三
(道路維持課) 三三三

告 示

岐阜県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年八月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道 路 類		道 路 種 別	
路線名		区 間	
木曽川線公園		海津市海津町内記字三の割二八七番一地从先から同市同町同字同二五番地先まで	
後	前	変更に 前後別	区域敷地の幅員（メートル）
九・三 一・五 七	七・七 一・三 ・九	ル（メートル）	敷地の幅員（メートル）
五・四・七	五・四・七	ル（メートル）	延長（メートル）
		備考	

岐阜県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年八月十二日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和八年八月十二日

令和八年八月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
県道	金 関 山 線	関市中之保字倉洞口二六八九 番三地从 同市同 字平前二七二番 三地从先 まで	一〇九・五	令和 八・八・三	令和 五・三・七

公 示

。土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和八年八月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施 行 者 名	施行に係る地区名	認 可 年 月 日
真桑井水土地改良区	真桑井水土地改良区	令和八・七・三〇

。土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和八年八月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施 行 者 名	施行に係る地区名	認 可 年 月 日
真桑方井水土地改良区	真桑方井水土地改良区	令和八・七・三〇

。土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和八年八月十二日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

施 行 者 名	施行に係る地区名	認 可 年 月 日
菱野川土地改良区	菱野川土地改良区	令和八・七・三〇

。土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により公示する。

令和八年八月十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社